

令和6年2月吉日

お客さま 各位



## 財産形成貯蓄「ご契約の証」の取扱変更（廃止）について

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、ご勤務先との間で特段の取り決めを交わしている場合を除き、お手続きの際「ご契約の証」のご提出をお願いしておりましたが、ご契約者さまの事務手続負荷の軽減を目的として、下記の通り、令和6年4月1日（月）から、お手元でございます全ての「ご契約の証」について無効とし、財形に係る全てのお手続きについて、同日以降「ご契約の証」をご提出いただく必要はございません。

尚、お取引内容に変更はございませんので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 財形に係るすべてのお手続きについて、「ご契約の証」のご提出は不要といたします。
2. 新規ご契約時、「ご契約の証」は発行いたしません。
3. お手元の発行済「ご契約の証」は、全て無効とさせていただきます。

以上

### ※「ご契約の証」とは

財形取引において、通帳の発行に代え、お取引の証として当金庫が発行している証書です。財形（一般財形、年金財形、住宅財形）の種類ごとに、ご契約者さまに発行しております。ただし、ご勤務先と当金庫との間で「ご契約の証」を発行しない旨取り決めを交わした場合等は、「ご契約の証」を発行しておりません。

※ ご不明な点がございましたら、取引店までお問い合わせください。

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。

承認番号05-540